
第1章 はじめに

1 方針改定の趣旨

本県では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年（2000年）制定。以下「人権教育・啓発推進法」という。）及び同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨を踏まえて、平成17年（2005年）に策定した「宮崎県人権教育・啓発推進方針」（以下「方針」という。）に基づき、「一人ひとりが尊重され、個性と能力が発揮される社会」を目指して、総合的かつ効果的な人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。

こうした中、平成22年(2010年)から平成23年(2011年)に県内で発生した口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火という一連の災害の中で、全国から温かい御支援を賜り、大いに勇気付けられ、励まされました。さらに、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災においては、全国各地で被災地復興のための様々な取組が行われましたが、これらのことは、私たちに「人と人のつながり」や「思いやりの心」の大切さに気付かせ、日常の生活においても心の豊かさが改めて重視されるようになりました。

また、平成25年（2013年）に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、「宮崎県が人権が尊重される県になっている」と回答した割合が47.7%となっており、前回調査（平成20年：42.4%）を上回っています。

一方で、国内の状況をみると、学校でのいじめや女性・子ども・高齢者・障がい者など社会的弱者に対する暴行・虐待の増加をはじめ、インターネットの急速な普及の中で、不特定多数が閲覧できるインターネット上に、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現が掲載されているほか、特定の国籍、民族の外国人を排斥する趣旨の言動等、人権にかかわる様々な問題が生じています。

また、本県に関しては、平成25年(2013年)の「人権に関する県民意識調査」では、子どもや高齢者、インターネット等の問題については関心が高い一方で、普段見聞きする機会の少ない人権問題については関心が低くなっており、さらに、すべての個別

の人権問題について、現在どのようなことが起きているのか「わからない」と回答した人の割合も増加しています。

一人ひとりの人権が尊重される社会を築いていくためには、地域の中で豊かな人間関係を再構築し、様々な課題を自分に関わる問題として関心を持ち、その解決に取り組んでいくことが必要です。

この度の改定は、これまでの成果や課題を踏まえ、宮崎県人権教育・啓発推進懇話会や「人権に関する県民意識調査」及びパブリックコメント等による県民の皆さまの御意見を反映し、現在の方針を継承・発展させながら、新たな人権問題等に対応するため、宮崎県の目指すべき人権教育・啓発推進の在り方についての方向性を示すものです。

2 方針の目標

一人ひとりが尊重され、誰もが持てる力を発揮し、生き生きと活躍できる社会

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

私たちは一人の力だけでは生きていくことはできません。家族や学校、職場、地域の中で、様々な人との関わりの中で暮らしています。一方、我が国、そして本県は、これから本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎えます。また、人、物、情報などが国境を越えて自由に行き交うボーダレス化・グローバル化もますます進んでいきます。

こうした中、「心ゆたかに暮らせるみやざき」をつくっていくためには、年齢や性別、障がいのあるなし、国籍など、一人ひとりの個性や違いを尊重し合い、一人ひとりが夢や目標を持ち、その力を伸ばし、活躍できる社会であることが大切です。

このため、この方針は、「一人ひとりが尊重され、誰もが持てる力を発揮し、生き生きと活躍できる社会」の実現を目標とし、次の3つの取組を基本に進めていきます。

- 県民一人ひとりが人権問題を自分に関わる問題として関心を持ち、互いの人権を尊重し合える社会づくり

- 互いの個性や価値観の違いなどを認め合い、一人ひとりの能力が十分に発揮できる社会づくり
- 誰もが地域や人々のつながりの中で、共に支え合い、共に生きる社会づくり

3 方針の性格

この方針は、本県の人権教育・啓発の推進に当たって、次の性格をもつものとし
ます。

- (1) 人権教育・啓発推進法の趣旨を踏まえ人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推
進するために策定するものです。
- (2) 人権尊重の視点に立った行政を推進する県の基本姿勢を示すものであり、県が
行う人権教育・啓発の施策推進の方向性を示すものです。
- (3) 市町村、民間団体（企業・NPO※¹等をいう。以下同じ）及び県民が、この方針
の趣旨を踏まえ、それぞれが主体者であることの認識のもとに、自主的な取組を実
施することを期待するものです。

4 人権をめぐる国内外の状況

(1) 国際社会の動向

20世紀、人類は二度の世界大戦を経験して、大量虐殺や特定民族への迫害など
の人権侵害や人権抑圧に対する反省から、平和の大切さを学び、人権の尊重が
平和の基礎であるという教訓を得ました。

そして、世界の平和を願って昭和20年（1945年）に国際連合（国連）が結成さ
れ、昭和23年（1948年）の第3回国連総会で生命・身体の安全その他多くの基本
的人権についての基準を示した「世界人権宣言」が採択されました。

その後、この宣言に法的拘束力をもたせるため、「国際人権規約」をはじめ「人
種差別撤廃条約」（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）、「女子差
別撤廃条約」（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）、「児童の

権利条約」(児童の権利に関する条約)など人権に関する国際条約が採択されました。

また、国際婦人年や国際児童年、国際障害者年を定め、人権が尊重される社会の実現に取り組んできました。

しかしながら、世界各地では依然として、人種、民族、宗教等の対立による地域紛争が多発し、人権が侵害される状況が続いています。

このような中で、平成5年(1993年)にウィーンにおいて世界人権会議が開催され、「現代社会の諸問題の解決には人権意識の徹底・人権教育が不可欠であること」などが確認されました。

そして、平成6年(1994年)の第49回国連総会において、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までを「人権教育のための国連10年」とすることを決議するとともに行動計画を示し、人権という普遍的文化が構築されることを目指して、世界各国において国内行動計画を策定するように求めました。

さらに、平成16年(2004年)の第59回国連総会において、人権教育がすべての国で取り込まれるよう、「人権教育のための国連10年」の取組を継承する「人権教育のための世界計画」が採択され、平成17年(2005年)から実施されています。

(2) 国内の動向

国連が、「人権教育のための国連10年」を決議したことを受けて、我が国では、平成7年(1995年)に、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を内閣に設置し、平成9年(1997年)に「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」(以下「国内行動計画」という。)を策定しました。この国内行動計画では、人権の概念及び価値が広く理解され、人権という普遍的文化の構築を目指して、学校をはじめ地域社会や企業などのあらゆる場を通じた人権教育を推進するとともに、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととされました。

また、人権教育・啓発の在り方や人権侵害の被害者救済の在り方などについて検討していた人権擁護推進審議会が、平成11年(1999年)に人権教育・啓発の基本的な事項について国に答申を行い、これを受けて、平成12年(2000年)に「人権教育・啓発推進法」が施行されました。この法律には、国及び地方公共団体は、

教育・啓発推進法」が施行されました。この法律には、国及び地方公共団体は、「人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有すること」、及び「国は施策を総合的かつ計画的に推進するために、基本的な計画を策定しなければならないこと」が規定されています。これに基づき、国では、平成14年（2002年）「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、様々な人権教育・啓発に関する施策の総合的・計画的な推進を行っています。平成23年（2011年）には、同計画の各人権課題に「北朝鮮当局による拉致問題等」を加える見直しが行われています。

(3) 本県の動向

本県においても、平成11年（1999年）に「『人権教育のための国連10年』宮崎県行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定し、人権という普遍的文化の創造を目指し、一人ひとりが有している人権を尊重し、共に生きる社会の実現に向けて、様々な施策を実施してきました。

県行動計画の目標年次である平成16年（2004年）を迎え、また、平成12年（2000年）に施行された人権教育・啓発推進法第5条で地方公共団体の責務として、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施することが規定されていることから、県行動計画を継承し、人権教育・啓発推進法の趣旨を踏まえたものとして、平成17年（2005年）に「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を策定し、総合的かつ効果的な人権教育・啓発の取組を行っているところです。